

## 第19回

### 知財の保護加減

#### ～産業発展や環境保護との最適なバランスとは？～

(2006/02/27)

#### 知財の保護は強化するほどよいのか？

日本の知財保護は、2002年に小泉首相が「知財立国」宣言する以前から、知財関連法の改正により強化される方向にあった（下図参照）。バブル崩壊直後から、政府や行政は知財が日本経済復活の鍵になると感じていたのであろう。民間企業も知財部門を強化するなど以前よりも知財の重要性を感じている。また、知財に無関心だった大学も知財本部を設立するなど、知財に対する意識が高まりつつある。

#### 最近の主な知財関連法の保護強化改正（罰則関連改正を抜粋）

改正年	法律
1990	不正競争防止法
1993	特許法、実用新案法、意匠法、商標法
1993	不正競争防止法
1994	関税定率法
1996	商標法
1996	著作権法
1998	特許法、実用新案法、意匠法
1998	不正競争防止法
1999	特許法、実用新案法、意匠法、商標法
1999	著作権法
2000	著作権法
2004	特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法
2004	著作権法
2005	特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法

このような知財保護政策や知財意識の高まりは、知財関連裁判の判決等にも影響を与えている。侵害訴訟における損害賠償額の高騰や、迅速な差し止め仮処分などは、保護強化の流れを受けたものだ。

では、知財の保護は強化すればするほど日本産業にとって効果があるのだろうか。特許法の立法趣旨は、発明を保護する一方で利用を促進し、産業の発達を図ろうとするものだ。つまり、保護を一方向的に強化すればよいという考えではない。

発明の保護は一定の期間の独占権付与という形で実現するのが昔から最適と考えられ、一定期間経過すれば誰しも自由に利用できることになっている（特許法67条）。そして、権利期間中に適正に利用されない場合には、ライセンス促進条項の適用もあり得る（83条等）。また、発

明の内容を出願から一年半後に一般公開することによって（特許法64条）、改良発明や累積的な技術進歩を促進している。

このように、特許法では知財の保護だけでなく利用についても規定している。保護強化を進めれば、せっかくのアイデアも利用が促進されず産業発展に結びつかない。また、過保護によって企業が権利を濫用（らんよう）すれば、従業員や消費者との間に摩擦が生じ、場合によっては労使問題や環境問題にも影響を与える可能性がある。

### リサイクルと知財保護

特許の世界には「消尽」という概念がある。「消尽（用尽）」とは、「特許製品を購入した後は、特許の対価を支払い済みだから、転売等には特許権の効力が及ばない」という考えだ。逆に考えれば、特許権者であるメーカーは、自社製品にライセンス料を付加して販売している。

メーカーは、原価やライセンス料のほか、マーケットや販売後の製品ライフサイクル・消耗品との関係を加味し価格を決定する。電化製品では、消耗した電池を交換し、製品を長く使うことはメーカー側も想定内であり、電池交換しやすい構造になっている。電池はその電化製品メーカーと異なるメーカーの物であっても問題ない。消費者は適当に電池を購入し自ら交換できる。

それに対して、メーカーの想定外の行為として話題となったのが、富士写真フィルムの「写ルンです」事件である。使用済みの使い捨てカメラを回収し、フィルムを再装てんして販売する行為が問題となった。富士写真フィルムは使い捨てカメラを回収しリサイクル（分解してレンズ等を再利用）を行っていたため、第三者が回収しフィルムを交換することは想定していなかった。もちろん、構造上も簡単に交換できるようにはなっていない。

「消尽」に該当するか否かは、「修理」なのか「生産」なのかでおおむね判断されてきた。すなわち、重要な特許が絡んでいない部分の修理は問題ないが、特許に関わる主要部分の入れ替えは、もはや当初の物と同一とはいえず、まがい物の生産行為にあたる。この行為は特許を持っているメーカーからすると、2個以上売り上げたはずのところ1個分の対価しか得られないため、マーケティング等と価格設定に想定外のズレがでる。

この「消尽」については学説や判例がいろいろあり、この事件の判決文の中にもいくつか解釈が出てくる。ただ、この事件の場合には一般社会で「使い捨て」カメラと呼ばれていたため、「使用後のフィルム詰め替え」＝「再生産」＝「侵害」と考えるのはごく自然な流れだ。

### インクカートリッジ再生事件

最近話題になった、プリンターのインクカートリッジ再生事件についても考えてみよう。キヤノンが特許を持つインクジェットプリンターのインクカートリッジをリサイクル業者が回収して、内部を洗浄しインクを詰め替え本家キヤノンより3割程度安く販売した事件である。

この事件には、興味深い点がいくつかある。まず、環境問題を重視した一審判決から一転、知的財産高裁は侵害にあたる知財保護の判決を下した。まだ使えそうなカートリッジにインクを補充する手段がなく、なぜ捨てなくてはならないのかというユーザーの「もったいない」という感覚が「環境問題」と直結し、知財保護か環境保護かとマスコミを賑わせた。キヤノン側のリサイクル実態の説明不足も否めないが、知財高裁は環境保護も重要と言及しつつその問題と知財の問題を切り離し、特許の本質部分の復活行為として判決を下した。

この事件では、プリンター本体を安価に販売し、その後高価なカートリッジで収益を得る消耗品ビジネスについて、消費者から批判の声があがった。携帯電話ビジネスも似たようなモデルだ。

保守費やライセンス料として毎月・毎年収入を得るビジネスモデルもよくある。しかし、この手のモデル比較については消費者が賢くなればよい。プリンターでいえば、1枚あたりの単価を自分の利用頻度に照らして計算し競合製品と比較すればよい。印刷頻度が少ない者には、本体が安くてカートリッジが高い方がむしろ歓迎ではないか。競合他社に対抗ビジネスモデルを打ち出せばよい。

そして、一つ気をつけなくてはならないことは、特許の技術的範囲についてあまり議論されていない点である。今回の判決をもってあらゆるインクカートリッジについて再利用が禁止された訳ではない。キヤノンはインクカートリッジそのものに関する特許もおさえていたのである。メーカーごと・製品ごとに特許の及ぶ範囲は異なるので十把一絡げに扱ってはならない。

余談であるが、もう一つ興味深いのは、その後上告されたことである。知財高裁は専門裁判所として位置付けられており、しかも、今回審理した大合議部は、重要な案件を統一判断するための特別部である。その判決に対して、最高裁がどこまで中身に踏み込めるか興味がある。もちろん、裁判は三審制が保証されているが、覆れば専門裁判所としての知財高裁の顔が潰れてしまう。今後の成り行きに注目したい。

### **知財の保護加減はさまざまなバランスのなかで最適化を**

確かに知財保護はある程度強化しないと創造活動の意欲が湧かない。一方、知財の保護が過ぎれば企業の過保護になり産業が停滞する。もちろん、企業間で競争の原理が働き、消費者が賢明に立ち回れば改善されるが、国内のことだけを考えていたのでは産業発展の最適化は図れない。

知財立国をめざすには、外国を意識した知財保護政策が重要だ。多国間条約の策定段階での振る舞いはもちろん、特定国との協定や各種標準に関する活動は、国内産業に大きな影響を与える。

知財の世界には微妙なバランスポイントがある。保護と利用の関係だけではなく、環境問題など時代背景と知財保護政策とのバランスも重要だ。

そして、日本が知財立国をめざすには、国内の利害関係のバランスだけではなく、各国との交渉活動でも微妙な舵取りが要求される。